

ハーバーマスのポストナショナル・デモクラシー理論

——カントから／への二度の「逸脱」と「回帰」

崎山英俊（文学研究科 哲学哲学史 博士前期課程）

近年のハーバーマスは、国民国家を超える次元における民主的な法秩序に関する理論（本発表では「ポストナショナル・デモクラシー理論」と呼ぶ）を構築することを目指している。すでに『事実性と妥当』（*Faktizität und Geltung*, 1992）において討議理論にもとづく法の再構成が行われているが、しかしこの再構成は「民主的法治国家」という枠組を前提するものであった。それでは、民主制の理念は国民国家を超える次元へと拡大されうるのか。1992 年以降のハーバーマスは、一方の EU の立憲化に関する考察と、他方の（EU を含む）国際秩序の立憲化に関する考察で、この問いに対する応答を試みている。本発表では、後者のグループの論考をいくつか取り上げ、この間に「国際法の立憲化（*Konstitutionalisierung des Völkerrechts*）」と呼ばれる構想がいかにして理論的に形成されるのかを論じたい。

国際法の立憲化は、世界市民的状态というカントの理念を擁護し、これを継続するという意味で「カント的プロジェクト」である。ハーバーマスによれば、国家のみを法主体とする国際法は、国家と個人を法主体とする世界市民法へと転換されなければならない。ただし、ハーバーマスとカントの国際秩序の構想は、こうした世界市民的状态の理念がいかなる形態で実現されるべきかという点で異なっている。国際法の立憲化は、カントの世界共和国あるいは諸国家連合という二者択一を克服する第三の選択肢として提示されるのである。それゆえ、示されなければならないのはカントの諸構想に対する国際法の立憲化の独自性であるが、これについてのハーバーマスの考察はある時点を境に一変しているように思われる。簡潔に言えば、ハーバーマスは当初、カントの諸国家連合に代わる世界規模の連邦制を描いていた一方で、その後は世界共和国に代わって「世界政府なき世界内政」を可能にする「多次元システム（*Mehrebenensystem*）」というモデルが主張されるようになるのである。

本発表は、こうした国際法の立憲化をめぐる構想の変遷が、ハーバーマスのカント解釈の変遷に対応しているということを明らかにする。この目的のために注目したいのは、ハーバーマスがカントをリベラルとして解釈しているのか、共和主義者として解釈しているのかという点である。多次元システムは、共和主義者としてのカントの欠点を「リベラルな」憲法理解によって補うことで得られるモデルであるとされるが、このことから、リベラルとしてカントを解釈していたときのハーバーマスのカント批判が、いまやハーバーマス自身に跳ね返ってくるのではないかという疑問が生じる。また、ハーバーマスのいう「リベラルな」憲法理解はもともと共和主義の伝統に由来するという見解もある。本発表では、共和主義とリベラルの違いを整理しながら、ハーバーマスとカントの国際秩序をめぐる構想の異同を具体的に示すことで、国際法の立憲化の問題点とそれに対する応答をカント的共和主義の立場から試みたい。